

「鳥海ダム建設事業マネジメント委員会」を開催

～2月26日（金） 鳥海ダム工事事務所～

鳥海ダム工事事務所では、ダム建設事業全般における実施状況・進捗状況等について、学識者や専門家などからの意見を求め、事業費監理や工程監理の一層の充実を図ることを目的として、令和2年度の「鳥海ダム建設事業マネジメント委員会」を下記のとおり開催します。

記

- 開催日時 : 令和3年2月26日（金）13:10～14:40（予定）
- 会場 : 秋田県由利本荘市水林408番地 鳥海ダム工事事務所 会議室
- 議事次第 : 別紙のとおり

■ 報道取材及び傍聴について

- ・ 鳥海ダム工事事務所正面玄関付近にて12:50～受付を行います。
会場の都合上、席数に限りがあるため、先着順とさせていただきます。
- ・ 委員会の取材及び傍聴については、別添 議事次第「3. 委員紹介」
までとさせていただきます。
なお、委員会終了後に議事内容について説明させていただきます。
- ・ 取材中は社名腕章等の着用をお願い致します。

添付資料 : 議事次第、設立趣意書、委員名簿、会場位置図、傍聴規定

< 発表記者会 >

秋田県政記者会、秋田魁新報社本荘支局、読売新聞東京本社由利本荘通信部

問い合わせ先



国土交通省

東北地方整備局 鳥海ダム工事事務所

住所 : 秋田県由利本荘市水林408

電話 : 0184(23)5120 (代表) FAX : 0184(23)5451

副所長（技術）

えんどう
遠藤

としひこ
俊彦

（内線204）

工務課長

かまだい
釜台

たけし
健

（内線311）

第3回 鳥海ダム建設事業マネジメント委員会

日時：令和3年2月26日（金）

会場：鳥海ダム工事事務所 会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 鳥海ダム工事事務所長挨拶
3. 委員紹介
4. 議 事
 - (1) 令和元年度及び令和2年度の事業実施状況について
 - (2) 事業監理について
5. 閉 会

鳥海ダム建設事業マネジメント委員会

設立趣意書

子吉川は、秋田県南部の日本海側に位置し、その源を鳥海山に発し日本海に注ぐ幹川流路延長 61km、流域面積 1,190km² の一級河川です。

子吉川の河川整備は「河川整備基本方針」「河川整備計画」に基づき、河川の特徴や問題点を踏まえつつ、流域に住む人々の生命と財産を守るため河川管理施設等の整備を行うとともに、維持管理や良好な河川環境の保全を目的として実施しています。

鳥海ダム建設事業は、この河川整備基本方針と河川整備計画に基づき実施するもので、平成 5 年 4 月に実施計画調査着手（調査事務所を開設）、平成 25 年度にダム検証を終え、平成 27 年 4 月に建設段階に移行（工事事務所を設置）しています。

鳥海ダムは洪水調節と、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、発電を目的とした、由利本荘市鳥海町百宅地内に建設される多目的ダムです。

ダム建設事業は、調査計画段階から用地取得、ダム本体施工を経て管理段階に至ることから、多くの工程と多額の事業費を必要とするプロジェクトです。さらに、調査着手から完成まで長い期間を要することから、その間の事業進捗や社会情勢の変化により、事業内容の変更等の事例が見受けられるところです。また、公共事業については、一層のコスト縮減、工期遵守に取り組んでいくことが求められています。

このため、鳥海ダム建設事業全般における実施状況、進捗状況等について定期的に確認を行い、事業費や工程等の監理の充実を図るため、本委員会を設立するものです。

第3回 鳥海ダム建設事業マネジメント委員会 委員名簿

区 分		氏 名	所 属 ・ 役 職 名
学識者	治水	松富 英夫	秋田大学名誉教授
	経済	沼倉 雅枝	沼倉雅枝公認会計士・税理士事務所 所長
ダム専門家		箱石 憲昭	国立研究開発法人土木研究所 水工研究グループ長
利水者	上水道	佐々木 肇	由利本荘市 企業局長
	発電	有明 英幸	秋田県産業労働部 公営企業課 発電所建設室長
秋田県		田森 清美	秋田県建設部 河川砂防課長

敬称略、順不同

会場位置図

鳥海ダム工事事務所へのアクセス

住所：秋田県由利本荘市水林 408 番地
電話： 0184-23-5120（代表）



「鳥海ダム建設事業マネジメント委員会」に関する傍聴規定

1. 「鳥海ダム建設事業マネジメント委員会」は議事を除く会議について公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (6) 傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。